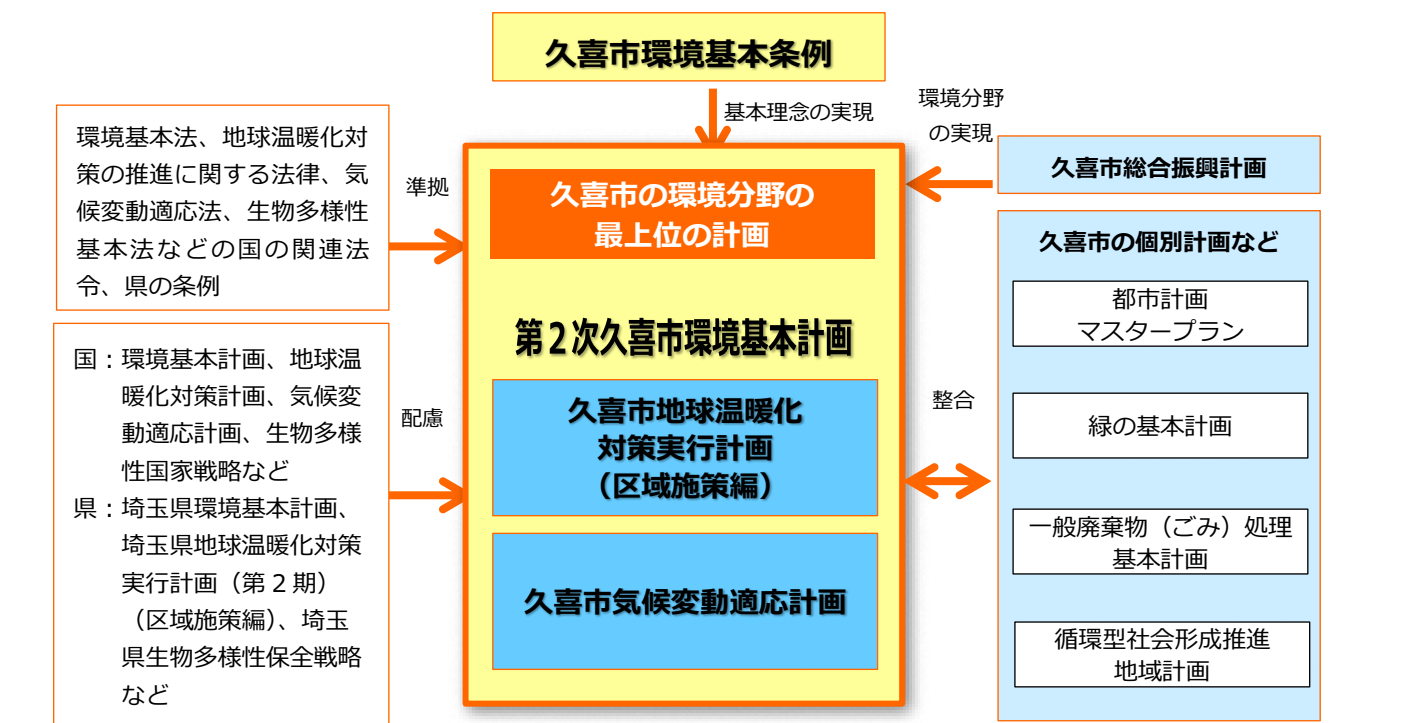


第2次久喜市環境基本計画改訂に係る基本的な考え方について（案）

1. 現行計画の概要

【計画の位置付け】

- ・久喜市環境基本条例第9条に基づき、策定。
- ・久喜市環境基本条例の基本理念の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を示し、市民・事業者及び市のそれぞれが担うべき取り組みを明示するもの。
- ・市の最上位計画である「久喜市総合振興計画」に掲げる将来都市像を環境面から実現する、久喜市の環境行政の基礎となる計画。
- ・「久喜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「久喜市気候変動適応計画」を包含した計画とする。



【計画期間】

- ・2023（令和5）年度から2032（令和14）年度。

【現行計画の対象分野】

- ・「脱炭素社会」、「自然共生社会」、「資源循環型社会」、「安全・安心社会」、「市民・事業者・市のパートナーシップ」の5分野

【計画の推進主体】

- ・「久喜市環境基本条例」に基づき、市民、事業者、市がそれぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を共同で実践する。

【計画のポイント】

- ・持続的な開発目標（SDGs）の実現に向けた環境・経済・社会の統合的課題の解決に取り組む観点から環境保全に関する総合的・横断的な施策を強化し、市の施策全体を支える計画。
- ・「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「久喜市気候変動適応計画」を兼ねた計画。

2. 中間見直しについて

<現行計画を継承するもの>

望ましい環境像	水と緑と街が調和した豊かな環境を守り・育て未来につなぐまち「久喜」
環境分野	1 「脱炭素社会」 2 「自然共生社会」 3 「資源循環型社会」 4 「安全・安心社会」 5 「市民・事業者・市のパートナーシップ」
施策の体系（環境目標）	1 脱炭素な暮らしを営むまち 2 豊かな自然と人がともに生きるまち 3 資源循環に配慮した暮らしを育むまち 4 健康で安全・安心・快適に暮らせるまち 5 みんなで取り組む環境づくりのまち
温室効果ガス排出削減目標	2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で50%削減
計画期間	2028（令和10）年度～2032（令和14）年度

3. 見直しのポイント（案）

<審議会で検討していただくもの（予定）など>

- 1 計画期間
環境の変化や環境を取り巻く社会情勢を踏まえ見直しを行う。計画期間は5年間を予定。
- 2 活動指標の目標値や関連データ見直しなど
(1) 活動指標の見直し<環境基本計画 P99～P100 に掲載>
「環境目標1 8項目」、「環境目標2 6項目」、「環境目標4 7項目」、「環境目標4 5項目」の見直し。（「環境目標3」は活動指標の設定なし）
(2) 見直しする指標〈現行計画〉
市域の再生可能エネルギー導入目標の算定、公園緑地整備数、集落排水処理を含む下水道普及率、河川清掃への参加者数など
- 3 他の計画との整合性
・「久喜市温暖化対策実行計画（区域施策編）」に掲載している箇所の見直し
・「久喜市気候変動適応計画」の増補

第2次久喜市環境基本計画改訂に係る基本的な考え方について（案）

4. 環境に関する近年の動向（参考）

＜世界の動向＞

- ・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(2015 年 9 月)：持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）を掲げ、「誰 1 人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことを誓った。
- ・「パリ協定」の発効（2016 年 11 月）：先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が温室効果ガス削減に向けた目標を提出し、目標達成に向けた取り組みを実施することなどを規定。

＜国の動向＞

- ・「2050 年カーボンニュートラル（*注）宣言」（2020 年 10 月）：『2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにし、脱炭素社会の実現を目指す』ことを宣言。
- ・「第 5 次環境基本計画」（2018 年 4 月）：各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造、環境政策の展開にあたり、SDGs の考え方の活用などを明記。
- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正（2024 年 5 月）、「地球温暖化対策計画」（2021 年 10 月）： 中間目標「2030 年度に温室効果ガスを 46%削減（2013 年度比）」を設定。
- ・「気候変動適応法」の改正、「気候変動適応計画」の改正(2023 年 5 月,2025 年 5 月)：地球温暖化対策計画とあわせ、気候変動に対する緩和策・適応策の推進。
- ・「第五次循環型社会形成推進基本計画」の改正（2024 年 8 月）：大量生産・大量廃棄の社会から持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用するサーキュラーエコノミ（CE）への転換と「産業競争力・経済安全保障・地方創生・ネットゼロ・ネイチャーポジティブ」を同時に達成を明記。
- ・「プラスチック資源循環促進法」（2021 年 6 月）、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（2019 年 5 月）などの制定
- ・「生物多様性国家戦略 2023-2030」（2023 年 3 月）：ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現。

（*注） カーボンニュートラルとは？

温室効果ガスの排出をゼロにするということではなく、日常生活や経済活動などからの温室効果ガスの排出量と、森林などによる温室効果ガスの吸収量がプラスマイナスゼロとなる状態



＜県の動向＞

- ・「第 5 次埼玉県環境基本計画」改定（2026 年 3 月）：健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会」の構築を目指す。
- ・「埼玉県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（第 2 期）（2020 年 3 月）、「埼玉県生物多様性保全戦略」などを策定。

5. 改訂スケジュール（案）

＜今後の予定＞

年度	環境審議会	庁内検討部会
令和 8 年度	・ 環境審議会（市民意識調査調査（案）について） ・ 環境審議会（素案に対する意見聴取）	・ 久喜市環境推進調整会議により随時関係課と調整
令和 9 年度	・ 環境審議会（改訂（案）について諮問） ・ パブリックコメント ・ 環境審議会（改訂（案）について答申）	・ 久喜市環境推進調整会議により随時関係課と調整
令和 1 0 年度	・ 改訂後の計画開始	

※このスケジュールは、今後の検討内容により変更が生じる場合があります。